

企画調整会議規程

平成 30 年 6 月 22 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、企画調整会議（以下、「会議」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 会議は、次の各号の構成員をもって組織する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 専務理事
- (4) 研究委員会委員長
- (5) 国際委員会委員長
- (6) 図書編集委員会委員長
- (7) 第 3 条に定める議長が指名する構成員

(議長、副議長)

第 3 条 会議には議長 1 名、副議長 4 名を置く。

2. 議長は、会長が当たる。
3. 副議長は、副会長が当たる。
4. 議長に事故があるときに、就任 2 年目の副会長が議長の代行を務めるものとし、あらかじめ、議長が議長代行を指名しておく。

(任期)

第 4 条 議長及び副議長の任期は 2 年とする。

2. 構成員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。
3. 任期途中で交代した構成員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第 5 条 会議は、次の事項を企画もしくは立案又は審議し決定する。ただし、重要事項については必要に応じて、理事会に付議する。

- (1) 本学会の事業経営に関すること
- (2) 総会及び理事会の運営に関すること
- (3) 中長期計画に関すること

- (4) 部門間の調整に関する事
- (5) 支部に関する事
- (6) 所管委員会に関する事
- (7) 内部監査に関する事
- (8) 事務局に関する事
- (9) その他の重要事項に関する事

(運営)

第6条 会議は、議長が招集し、運営に当たる。

- 2. 会議は、定例として理事会開催日に開催するほか、必要に応じて開催する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、会議が発議し、理事会が決定する。

附 則

- 1. この規則の改正は、平成30年6月23日から施行する。